

# 注意喚起情報

## 特にご注意いただきたい事項 (注意喚起情報)

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

特に保険金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分については必ずご確認ください。また、現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提としてこの保険のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることを記載していますので、必ずご確認ください。

この「注意喚起情報」のほか、「契約概要」「ご契約のしおり」「約款」についてもご確認ください。

なお、主な保険用語のご説明については「ご契約のしおり」をご参照ください。

# 1 健康状態・職業などについてありのままをお知らせください。(告知義務)

詳しくは「ご契約のしおり」の[健康状態・職業などの告知について]をご参照ください。

## 告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件にご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業などメディケア生命がおたずねすることについて、ありのままを正しくお知らせ(告知)ください。**

## 生命保険募集人への告知について

- メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む。以下同じ)は告知を受領する権限がありません。したがって、生命保険募集人に口頭でお知らせいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

## 告知義務違反について

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、**ご契約を解除することがあります。**
  - ご契約を解除した場合には、たとえ保険金などをお支払いする理由が発生していても、これを**お支払いできないことがあります。**
- また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも詐欺による取消しを理由として、**保険金などをお支払いできないことがあります。**

# 2 傷病歴などがある場合は、健康診断書や追加の詳しい告知などが必要となる場合があります。

詳しくは「ご契約のしおり」の[健康状態・職業などの告知について]をご参照ください。

## お引受けについて

- ご契約のお引受けについては、告知の内容などの結果から無条件もしくは条件付でご契約をお引き受けさせていただくことや、ご契約をお断りすることもあります。

## 3 ご契約の保障が開始される時期について

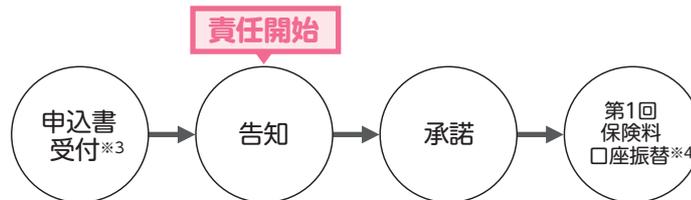
- 責任開始期に関する特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、申込書を受け付けた時<sup>※1</sup>または告知が行われた時<sup>※2</sup>のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。

※1 電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

※2 電磁的方法によるときは、告知に関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

### 保障開始の例

#### 第1回保険料の払込方法が口座振替の場合



※3 申込書受付とは、メディケア生命または募集代理店がお客さまより申込書を受領することをいいます。ただし、電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信することをいいます。

※4 第1回保険料の払込方法がクレジットカードの場合は「クレジットカードが有効かつ第1回保険料が利用限度額内であることの確認」に、第1回保険料の払込方法が振込みの場合は「第1回保険料振込み」に、「第1回保険料口座振替」を読み替えます。

\*責任開始期に関する特約が付加されない場合については、「ご契約のしおり」の「責任開始期について」をご参照ください。

### 生命保険募集人について

- 生命保険募集人は、お客さまとメディケア生命の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約内容などを変更される場合にも、メディケア生命の承諾が必要になることがあります。

\*保険契約締結の「媒介」と「代理」については「ご契約のしおり」の「生命保険募集人について」をご参照ください。

# 4 申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、お申込みの撤回等を行うことができます。 (クーリング・オフ制度の適用対象商品です。)

## お申込みの撤回等ができる期間



※1 申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日

## 撤回方法について

●申込者またはご契約者(以下、「申込者等」といいます。)は、保険契約の申込日<sup>※2</sup>または注意喚起情報の交付日<sup>※3</sup>のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「お申込みの撤回等」といいます。)を行うことができます。

お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりメディケア生命あて送付してください。

この場合、書面には以下の事項をご記入ください。

- ①申込者等の氏名
- ②被保険者の氏名
- ③申込者等の生年月日
- ④申込者等の住所
- ⑤申込者等の電話番号
- ⑥保険商品名
- ⑦募集代理店名  
(保険ショップ・銀行などの募集代理店を通じてお申し込みされた場合のみ)
- ⑧クーリング・オフの理由
- ⑨お申込みの撤回等をする旨
- ⑩申込者等ご本人さまによるご署名

お申込みの撤回等があった場合は、すでにお払い込みいただいた金額を返還いたします。

※2 電磁的方法による場合は、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命に発信された日とします。

※3 郵送によりお受取りになった場合は、「注意喚起情報の交付日」を「注意喚起情報の配達日」と読み替えるものとします。

<記入例> \*書式は自由です。

メディケア生命保険株式会社 御中  
 申込者 目出 太郎  
 被保険者 目出 太郎  
 生年月日 ●年●月●日  
 住所 〒135-0033  
 東京都江東区深川〇-〇-〇  
 電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
 保険商品名 メディフィット定期  
 募集代理店名 〇〇代理店

■クーリング・オフの理由

私は上記の申込みを撤回します。  
 ○年○月○日  
 目出 太郎

差し支えなければ、クーリング・オフの理由を記入してください。

(例)・商品内容を再検討したため。  
 ・家族からの反対があったため。  
 ・他社の保険に加入するため。  
 ・資金が必要となったため。

ご連絡先	〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12 メディケア生命保険株式会社 契約管理部 お申込みの撤回等と行き違いに保険証券が到着した場合は、メディケア生命コールセンターにご連絡ください。 <b>メディケア生命コールセンター</b>  <b>0120-315056</b>
	受付時間 月～金: 午前9時～午後7時 土・日: 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

## 5 保険金などのお支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

詳しくは「ご契約のしおり」の「保険金などをお支払いできない場合について」をご参照ください。

### 保険金などをお支払いできない場合の例

- **責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合**

ただし、責任開始期前に発病した疾病であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、お支払いすることがあります。

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合または詐欺により取消しとなった場合（ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に因果関係が認められない場合には、保険金などをお支払いします。）
- 保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または保険金などの受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- 保険契約の締結について詐欺によりご契約が取り消された場合や保険金などの不法取得目的があつてご契約が無効となった場合（なお、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。）
- 保険金などの免責事由に該当した場合（例：ご契約者または被保険者などの故意または重大な過失によるときなど）

## 6 第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。

### 第1回保険料猶予期間満了による無効について

- 第1回保険料については、第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。ご契約が無効となった場合は、ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期にさかのぼって保障がなくなるため、保険金などのお支払理由が発生していても保険金などはお支払いしません。また、ご契約が失効した場合と異なり、ご契約の復活はお取り扱いしません。
- このお取扱いによりご契約が無効となった場合、無効となったご契約のご契約者が再度メディケア生命の保険契約をお申し込みされる際には、責任開始期に関する特約は付加できません。

\*第1回保険料の払込期間は責任開始日から、その日の属する月の翌々月末日までとなります。第1回保険料の猶予期間は第1回保険料の払込期間満了の日の属する月の翌月初日から末日までとなります。

## 7 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、 ご契約が失効します。 万一失効した場合でも、失効後1年以内であれば、 ご契約の復活をご請求いただけます。

詳しくは「ご契約のしおり」の[保険料について]をご参照ください。

### 失効について

- 保険料払込期月中にお払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間を設けています。猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなり(失効)、失効後にお支払理由が発生しても保険金などはお支払いしません。
- 万一ご契約の効力がなくなった場合でも、失効後1年以内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます。(すでにご契約の解約を請求されている場合を除きます。)この場合、告知と合わせて、延滞した保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。
- ご契約の復活をメディケア生命が承諾した場合には、告知と延滞した保険料のお払込みがともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。

## 8 この保険には解約返戻金はありません。

### 解約返戻金について

- この保険には解約返戻金はありません。

## 生命保険会社が経営破綻した場合などには、 9 保険金額、年金額、給付金額などが 削減されることがあります。

詳しくは「ご契約のしおり」の[生命保険契約者保護機構について]をご参照ください。

### 削減される場合について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが**削減されることがあります**。
- メディケア生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。  
「生命保険契約者保護機構」の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約条件が変更される可能性があり、お受取りになる保険金額、年金額、給付金額などが**削減されることがあります**。

生命保険 契約者 保護機構	TEL <b>03-3286-2820</b> 受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く):午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス <a href="http://www.seihohogo.jp/">http://www.seihohogo.jp/</a>
---------------------	---

## 10 現在ご加入のご契約を解約・減額することを前提に、 新たな保険契約のお申込みを検討されている方は、 ご契約者にとって不利益となる点をご確認ください。

詳しくは「ご契約のしおり」の[健康状態・職業などの告知について][その他の諸手続きについて]をご参照ください。

### 不利益となる点について

- 現在ご加入の保険によって異なりますが、多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 特にご契約後短期間で解約されますと、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによっては**お断りすることがあります**。
- 一般のご契約と同様に告知義務があるため、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知がされなかったために新たなご契約が**解除または取消しとなることもあります**。
- 新たなご契約と現在のご契約の保険料計算利率(予定利率)などは異なることがあります。なお、保険料計算利率(予定利率)の低下などにより、保険料が高くなる場合があります。

\*保険料計算利率(予定利率)については、「ご契約のしおり」の[主な保険用語のご説明]をご参照ください。

## 11 メディケア生命の組織形態について

### メディケア生命の組織形態について

- 保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、メディケア生命は「株式会社」です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

## 12 ご請求手続きに際しては、保険金などをもらえなく ご請求いただくために、複数の保険金などの お支払理由に該当しないかご確認ください。

詳しくは「ご契約のしおり」の「保険金などのご請求手続きについて」「保険金などをもらえなくご請求いただくための確認について」をご参照ください。

### ご請求されるときには

- お客さまからのご請求に応じて、保険金などをお支払いしますので、お支払理由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があるとされる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。
- 保険金などのお支払理由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、**複数の保険金などのお支払理由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。**お支払理由に該当していると思われる場合は、被保険者の傷病名・障害状態などをご確認のうえメディケア生命コールセンターにお問い合わせください。



ご注意

- 被保険者が複数のご契約に加入されている場合がありますので、それぞれのご契約についてご確認ください。
- メディケア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所などの連絡先を変更された場合は必ずご連絡ください。

## 13 被保険者が保険金などをご請求できない場合、 被保険者に代わって、ご契約者があらかじめ指定された 指定代理請求人が、保険金などをご請求することができます。

詳しくは「ご契約のしおり」の「代理請求制度について」をご参照ください。

### 指定代理請求人の条件について

- 指定代理請求人は保険金などの請求時において、次のいずれかの範囲内であることが必要です。
  - ・被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、兄弟姉妹、甥姪
  - ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 など

### 円滑なご請求のために

- 保険金などの円滑なご請求のためにも、ご契約者から指定代理請求人に、事前にご契約内容などについてご説明ください。

## 14 その他お申込みにあたって ご確認いただきたい事項について

### ご記入について

- 申込書・告知書は、必ずご契約者および被保険者ご自身でご記入ください。
- ご記入後は、内容を十分お確かめのうえ、ご自身で署名してください。
- \*電磁的方法によるときは、申込画面・告知画面にご自身でご入力ください。

### 領収証について

- 第1回保険料充当金をお払い込みいただく際に、領収証は発行いたしません。
- 振込控などはご契約成立後にメディケア生命から送付する保険証券が到着するまで大切に保管してください。

## 15 お申込内容などの確認に お伺いすることがあります。

### 確認について

- メディケア生命の確認担当社員またはメディケア生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後、または保険金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。
- ご契約の際(お申込み時など)に、運転免許証やパスポートなどで、ご本人であることを確認させていただきます。

# 16 生命保険契約に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情については、メディケア生命コールセンターおよび一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で受け付けています。

- メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、以下のメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

メディケア生命コールセンター

 **0120-315056**

受付時間 月～金：午前9時～午後7時

土・日：午前9時～午後5時

(祝日・年末年始を除く)

## 生命保険相談所について

- 「一般社団法人生命保険協会」は、保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決(ADR)機関です。メディケア生命は、生命保険協会との間で紛争解決など業務に関する生命保険会社の義務などを定めた契約を締結しております。
  - ・一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。
  - ・なお、生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、下記の協会ホームページをご覧ください。  
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>